

特別交付税のイロハを学んで

災害対策、病院事業、地方バスの財源を考察

中川 博一
(東海自治体問題研究所理事)

はじめに

特別交付税をテーマに論じるということは、地方自治体の歳入のことを取り上げるということになります。

立命館大学の森裕之氏が、最近書かれた「市民と議員のための自治体財政」(2020自治体研究社)の中で自治体の歳入について「議員の方や住民の方が自治体財政に関心を持つ場合でも『子育て支援をしたい』『教育を充実させたい』『市街地の再開発をすすめたい』といった自治体の歳出に関心が向くのは当然で、それに対して歳入のほうは、地域の暮らしに直接関係するものではないので強い関心をいただく方は少数ではないか。そのため歳入に関する理解についてもおろそかになる傾向がある」(要約)と述べています。

時を同じくして、東海自治体問題研究所では保育士さんたちと「公立保育所の財源問題に関わる研究会」を立ち上げ「保育の一般財源化」に関する研究活動をすすめています。これも歳入に関するものですが、こちらは地方交付税のうちの普通交付税に関するものです。

このように、歳入の問題に目を向けることは、財政の仕組みを理解し、地方財政の本質に迫るのではないかと思います。

特別交付税は、ともすると災害対策のためだけに自治体に交付される財源であると思いがちですが、実際には、地方バスや病院事業など地域の様々な課題に対応する交付金となっています。

今回、特別交付税をテーマに論考をまとめてみようと思ったのは次の二つの理由からです。一つは、東海自治体問題研究所会員の方から、それも複数の方から地方バスに関する「特別交付税」関連の資料提供をうけたことによります。この資料を読んでいくと、私たちが知りえていない事実が多くあり、生活のための公共バス拡充のための運動に大いに役立つと思ったからです。

もう一つは、自治体病院の経営分析としては特別交付税交付金の算定が財源問題として重要な意味を持つわけですが、この算定の仕組みをこの機会に解明したいと思ったからです。病院分析に関しては金川佳弘著「地域医療をまもる自治体病院経営分析」(2008自治体研究社)を活用して、今までもいくつかの公立病院の経営分析をしてきました。その中で、自治体からの繰入金として特別交付税の算定額に注目するわけですが、その算定額の変化をつかむ術を持ち合わせておらず、忸怩たる思いがありました。今回、そのことについても明らかにすることができました。

こうして二つのテーマである地域医療の確保と地域交通の確保に関する財源問題は書き終えましたので、これで終了と思っていました。しかし、残念ながら特別交付税の全容を解明していないことに途中から気がつきました。そこには、特別交付税の中の特殊財政需要の問題がありました。今回、この問題についても迫ることにしました。

本稿の内容はつぎのようになっています。

1では特別交付税とは、そもそもどのようなのかを明らかにしました。2では特別交付税の算定式や算定項目と財源規模について述べながら、特別交付税は災害のためだけではない特徴をもっていることを明らかにし、3では特別交付税の算定事例として、地方バスや公立病院について瀬戸市ではどのように算定されているのかをみました。4では特別交付税の算定項目の中の特殊財政需要を分析する中で、特別交付税の全容を明らかにしました。5では特別交付税の資料収集の方法について案内しています。そして最後にまとめとして地方財政の仕組みを理解することの大切さと特別交付税の課題について述べました。

1. 特別交付税とは

特別交付税は普通交付税と同じく、所得税・酒税・法人税・消費税の一部と地方法人税を財源とした地方交付税の一部で、総額の94%に相当する額が普通交付税、6%に相当する額が特別交付税になります。

普通交付税が「財源不足額」を基準に配分されるのに対して、特別交付税は「特別の財政需要」を基準に配分されます。この特別交付税は主に災害のための交付金と思われがちですが、自治体の財源としては意外なものにも充てられています。ここでは、そこに注目しながら特別交付税の全容を明らかにしていきます。

2. 災害のためだけではない特別交付税

1) 特別交付税の算定項目と算定式

特別交付税の算定式や算定項目は、地方交付税法では具体的な方法は示されておらず、「特別交付税に関する省令」で定められています。算定項目には、①災害など、自治体の財政事情に関係なく確保の必要となる特定項目や、②普通交付税の算定対象であるが、算定期等々の技術的理由などにより特別交付税で算定している準特定項目、③この2つの項目以外の一般項目、④公営競技を持つ自治体や財政的に余裕があるという自治体に対しての減額項目が設定されています。

こうして、特別交付税は自治体ごとの特別な財政需要を考慮して12月と3月に決定されて交付されます。基本的には災害時の臨時的・突発的な経費や普通交付税の算定時には捕捉困難な経費などに配分されています。

2) 毎年の特別交付税の交付金は約1兆円

表1は特別交付税の過去6年間の推移を表したものです。

特別交付税の算定方法は道府県分と市町村分に分かれ、また交付月も12月交付分と3月交付分に分かれて交付項目が定められています。2020年の全国の特別交付税額は9,957億円でした。また2015年から2020年までの交付総額は1兆円を前後しており、極端な変化は見られません。

＜表1＞ 特別交付税交付額の推移

(単位:億円)

		2015	2016	2017	2018	2019	2020
		H27	H28	H29	H30	R元	R2
12月 交付額	道府県分	785	1,434	849	1,018	913	755
	市町村分	2,113	2,139	1,935	2,238	2,286	2,084
	合計	2,898	3,572	2,784	3,256	3,199	2,839
3月 交付額	道府県分	578	571	641	616	948	790
	市町村分	6,577	6,387	6,372	6,433	6,511	6,328
	合計	7,155	6,957	7,014	7,049	7,459	7,118
交付総額	道府県分	1,364	2,004	1,490	1,634	1,861	1,545
	市町村分	8,689	8,526	8,307	8,671	8,797	8,412
	合計	10,053	10,530	9,797	10,305	10,658	9,957

出所) 総務省「報道資料」より作成

＜表2＞ 特別交付税の主な算定項目の推移

(単位：億円)

12・3月の交付総額	2015	2016	2017	2018	2019	2020
	H27	H28	H29	H30	R元	R2
除排雪関連経費	308	402	654	453	204	680
地域医療の確保(公立病院等)	1,110	899	944	950	955	1,045
地域交通の確保(地方バス、離島航路、地域鉄道支援)	597	601	632	701	722	656
公営業の経営基盤強化(上下水道)	409	423	425	420	426	314
消防・救急	231	212	210	213	216	192
災害関連経費(熊本地震、台風第10号等)	344	1,280	526	1,141	1,471	671
うち熊本地震復興基金の設置	新規	510	-	-	-	-
鳥インフルエンザ	-	-	-	-	1	42
新型コロナウイルス感染対策	-	-	-	-	15	-
豚・アフリカ豚熱対策	-	-	-	-	90	-
計	2,999	4,327	3,391	3,878	4,100	3,600

出所) 総務省「報道資料」より作成

表2は特別交付税の主な算定項目の推移を示したものです。2020年の「地域医療の確保」という項目では1,045億円が交付されています。特別交付税全体の中では一番多く、全体の約1割以上を占めています。続いて、「除排雪関連経費」680億円、「災害関連経費」671億円、「地域交通の確保」656億円が交付されています。その中では「地域交通の確保」が2015年からの推移として600～700億円と持続的に交付されているのが特徴的です。「地域医療の確保」と「地域交通の確保」については次節で瀬戸市を事例として交付の内容について検証します。

3) 災害関連費について

「災害関連経費」の特別交付額は2015年が344億円、2016年1,280億円、2017年526億円、2018年が1,141億円、2019年が1,471億円、2020年が671億円でした。この6年間の推移を見

ても大きく変動していることがわかります。また、特別交付税の総額からして、思ったほどの大きな額ではないということもわかりました。

「1. 特別交付税」の冒頭で地方交付税の総額に対して普通交付税が94%、特別交付税が6%であると述べましたが、実際は自然災害などに伴う補正予算が組み込まれることによって変動します。地方交付税額の交付額を調べてみたところ2015年と2017年は大きな自然災害が無かったので特別交付税の割合は6%でしたが、2016年度は6.3%、2018年度は6.4%、2019年度は6.5%となっていました(各年度の都道府県決算状況調べ)「市町村決算額調べ」より調査。2020年度は未発表)。

4) 震災復興特別交付税について

東日本大震災の被災者救援の財源確保を目的に「東日本大震災からの復興のための施策

＜表3＞ 震災復興特別交付税交付額の推移

(単位：億円)

		2015	2016	2017	2018	2019	2020
		H27	H28	H29	H30	R元	R2
震災復興 特別交付税 3月交付額	道府県分	677	656	333	357	652	554
	市町村分	1,346	1,168	824	850	816	537
	合計	2,022	1,823	1,158	1,208	1,468	1,091
震災復興 特別交付税 他月交付額	道府県分	2,486	2,246	2,245	2,063	2,004	1,717
	市町村分	1,381	807	980	1,031	1,162	1,199
	合計	3,867	3,053	3,225	3,094	3,166	2,916
交付総額	道府県分	3,163	2,902	2,578	2,420	2,656	2,271
	市町村分	2,727	1,975	1,804	1,881	1,978	1,736
	合計	5,889	4,877	4,382	4,301	4,634	4,007

出所) 総務省「報道資料」より作成

＜表4＞ 震災復興特別交付税の主な算定項目の推移

(単位：億円)

	2015	2016	2017	2018	2019	2020
	H27	H28	H29	H30	R元	R2
直轄・補助事業に係る地方負担額	4,801	4,184	3,695	3,594	3,992	3,341
単独災害復旧事業費	414	313	348	213	192	180
中長期職員派遣・職員採用・風評被害対策等	375	371	389	344	308	250
地方税等の減収額への補てん	734	434	426	383	389	439

出所) 総務省「報道資料」より作成

を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(以下、復興財源確保法)が、平成23年12月2日に公布・施行されました。その際、地方の復旧・復興事業の財政収支については、通常収支と別枠で経理することとして、東日本大震災復興特別会計が創設されました。この復興特別会計の歳入は国の一般会計からの受入と復興特別税、復興公債金等から成り立っています。こうして復興特別会計から被災した地方自治体に交付されるのが震災復興特別交付税です。

本来であれば特別交付税で賄わなければならないものですが、災害規模が大きく特別交付税では賄いきれないこともあって復興財源確保法が成立したということになります。

表3は震災復興特別交付税交付額の推移を示したものです。交付総額は2015年度に5,889億円であったものが2020年には4,007億円まで下がってきています。表4は震災復興特別交付税の主な算定項目です。そのほとんどが災害復興のために復旧事業を行う地方自治体への交付金となっています。

3. 特別交付税の算定事例－瀬戸市の場合

特別交付税の算定項目の中で、配分率が高い地域医療と地域交通に注目して、瀬戸市を事例にして検証します。

1) 地方バスに係る地方財政措置

地方バスに係る地方財政措置とは、地方バスの運行に当たって、赤字となった欠損額に対して、その8割を特別交付税によって補てんするという制度です。地方バスに関する資料は瀬戸市の「令和元年度特別交付税(3月算定分)交付額一覧表」「地方バス路線運行維持対策に要した経費に関する調」があります。この資料をもとに作成したのが表5の「2019年度瀬戸市の地方バス特別交付税」です。この表を解説すると次のようになります。①瀬戸市の地方バスに関しては地方バス補助事業分と地方バス単独事業分に分かれていることが分かります。②補助事業分では費用195,011千円から収入94,002千円を差し引き、さらに国からの補助金6,394千円を差し引い

＜表5＞ 2019年度瀬戸市の地方バス特別交付税

(単位：千円)

	費用 A	収入 B	国庫補助金 C	欠損額 (基準額) A-B-C=D	交付額 D×0.8	自治体 持出金 D×0.2
地方バス補助事業分	195,011	94,092	6,394	94,525	75,620	18,905
地方バス単独事業分	63,285	9,492	0	53,793	43,034	10,759
合計	258,296	103,584	6,394	148,318	118,654	29,664

注) 特別交付税の他の事項には財政力指数による補正がありますが、地方バスにはありません。〔特別交付税に関する省令〕で確認

出所) 瀬戸市「令和元年度特別交付税(3月算定分)交付額一覧表」

瀬戸市「地方バス路線運行維持対策に要した経費に関する調」

<表6> 平成30年度～令和2年度 病院事業関係特別交付税措置単価

区 分			平成30年度	令和元年度	令和2年度	
			単 価 (千円)	単 価 (千円)	単 価 (千円)	
病院割	不採算地区病院	100床未満	第1種	1,408	1,549	1,312×稼働病床数+23,700
			第2種	939	1,033	875×稼働病床数+15,800
		100床以上	第1種	1,408×調整後病床数	1,549×調整後病床数	1,549×調整後病床数
			第2種	939×調整後病床数	1,033×調整後病床数	1,033×調整後病床数
	不採算地区中核病院		第1種	—	—	1,549×調整後病床数
			第2種	—	—	1,033×調整後病床数
	結 核 病 床			1,633	1,633	1,633
	精 神 病 床			1,523	1,523	1,523
	リ ハ ビ リ 病 院			310	310	310
	周産期医療病床		第1種	5,305	5,305	6,500
第2種			4,245	4,245	5,200	
第3種			2,805	2,805	3,435	
第4種			2,243	2,243	2,750	
小 児 医 療 病 床			1,267	1,267	1,575	
感 染 床 病 床			4,251	4,251	4,251	
救 命 救 急 セ ン タ ー			154,289	154,906	192,700	
小 児 救 急 医 療 提 供 病 院			8,912	9,144	11,375	
共済追加費用 (対象職員数当り)		県 分	131	110	—	
		市 町 村 分	67	56	56	

出所) 総務省自治財政局「公立病院に係る地方財政措置」より

<表7> 2019年度 瀬戸市の病院事業関係特別交付税措置単価

(単位:円)

区 分	単 価	数量	基準額 A (注1)	繰出額 (注1)	財政力指数に よる補正 B (注2)	瀬戸市算入割合 (一部事務組合) C (注3)	交付額 A×B×C
結 核 医 療 経 費	1,633,000	25	40,825,000	61,300,000	0.5	0.755	15,411,000
救 急 医 療 確 保 経 費	154,906,000	1	154,906,000	483,500,000	0.5	0.755	58,477,000
周 産 期 医 療 病 床 (新生児特定集中治療室)(注4)	5,305,000	6	57,075,000	82,500,000	0.5	0.755	21,546,000
周 産 期 医 療 病 床 (新生児特定集中治療室後方病室)(注5)	2,805,000	9					
小 児 医 療 に 要 す る 経 費	1,267,000	39	49,413,000	74,200,000	0.5	0.755	18,653,000
感 染 床 医 療 経 費	4,251,000	6	25,506,000	38,300,000	0.5	0.755	9,629,000
繰出額合計額→				739,800,000		合計	123,716,000

瀬戸市の病院事業関係特別交付税額↑

出所) 総務省自治財政局「公立病院に係る地方財政措置」、瀬戸市の「令和元年度特別交付税(12月算定分)交付額より作成

- 注1) 特別交付税算入方法—基準額又は繰出額×0.8のいずれか少ない額。瀬戸市の場合は全区分とも基準額が適応される。
- 注2) 指定都市及びその他市町村については、財政力指数が0.8以上の場合は0.5を、0.5以上0.8未満の指定都市及びその他市町村にあつては6分の11から当該指定都市又はその他市町村の財政力指数に3分の5を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下2位未満は、四捨五入する。)を、0.5未満の指定都市及びその他市町村にあつては1.0を乗じて得た額とする。
- 注3) 一部事務組合のため、瀬戸市の負担割合が0.755ということ。
- 注4) (第1種) 厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室(以下「新生児特定集中治療室等」という。)の有する病床。
- 注5) (第4種) 新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室の有する病床。

た分が欠損額 94,525千円になります。③単独事業分では費用 63,285千円から収入9,492千円を差し引いた分が欠損額 53,793千円になります。④補助事業分と単独事業分の欠損額を合算したものが特別交付税算定の基準額 148,318千円になります。⑤特別交付額は基準額148,318千円に補てん率0.8を掛けた118,654千円になります。なお、算定方法の中には財政力指数による補正が行われる場合がありますが、地方バスでは財政力指数による補正はありませんでした。

この結果、瀬戸市の地方バスに関する事業費に要した費用は258,296千円かかりましたが、自治体の持ち出し金は148,318千円（欠損額）－118,654千円（交付額）=29,664千円で、約3千万円であったということになります。

2) 公立病院に係る地方財政措置

特別交付税で公立病院への財政措置がされていることはあまり知られていません。自治体病院の経営悪化で地域医療の崩壊が現実のものになりつつあるときに、こうした財源を知らずして統合・廃止の議論を進めることはあまりにも無謀と言わざるを得ません。そうした意味でも正しい理解に努めたいものです。特別交付税の措置単価は毎年少しずつですが変化はしていると思っていました。しかし、その措置単価の出所先がみいだせずにいましたので、その変化を把握することができませんでした。それが、今回、この原稿を書くに至って、やっとのことで、その資料を総務省HPから探し出すことができました。次の特別交付税の資料収集でアクセスの方法を示しま

したので参考にしてください。

表6は過去3年間の措置単価の推移です。結核病床や精神病床、リハビリ病床、感染症病床の措置単価に変化はありませんが、その他は大きく変わってきています。

次に瀬戸市の措置単価がどのように算定されているのかを検証します。

表7は「瀬戸市の病院事業関係特別交付税措置単価」の表です。

まず、この表から結核医療経費を見てみましょう。単価は163万円です。病症が25床あるので単価×病床数で基準額は4,082万5千円になります。次に瀬戸市の一般財源からの繰出金が6,130万円と表示されています。ここで、基準額4,082万5千円と繰出額6,130万円×0.8=4,904万のどちらか少ない方の選択となるので、基準額4,082万5千円の選択となります。次に財政力指数での補正があります。瀬戸市の財政力指数は0.8以上なので基準額に0.5を乗じることになっています。そして最後に一部事務組合としての算入割合をかけます。瀬戸市の公立病院は一部事務組合の公立陶生病院です。一部事務組合は瀬戸市と尾張旭市、長久手市の三市で構成されていますが、瀬戸市の算入割合は0.7555となっています。こうして算定された交付額は1,541万1千円となります。これと同じように救急医療確保経費から感染症医療経費までの5項目を含めて合計したものが瀬戸市の病院関係特別交付税額1億2,371万6千円となります。

なお、公立病院に係る地方財政措置としては普通交付税でも算定されています。**表8**には普通交付税の算定額を示しましたので参照してください。

<表8> 普通交付税算定額

区分	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度
病床割	745千円×稼働病床数	735千円×稼働病床数
救急告示病院分	1,697千円×救急病床数+32,900千円	1,697千円×救急病床数+32,900千円
事業割	病院事業債の元利償還金の25% (元利償還金1/2について、一般会計から繰出)	病院事業債の元利償還金の25% (元利償還金1/2について、一般会計から繰出)

4. 政治家や官僚の影響を受けやすい特別交付税の不思議

1) 特別交付税の算定の仕組みをひも解く

表2の合計額をみて不思議に思いました。表1の交付総額に比べて主な算定項目の合計額があまりにも少ないのです。令和2年度の交付総額は9,957億円ですが、表2の主な算定項目を合計しても3,600億円と36%にしかなりません。もう一つの不思議は、特別交付税は政治家や官僚の影響を受けやすいということがいわれています。どうして影響されるのか。この二つの不思議を解明するために、特別交付税の算定の仕組みをひも解くことにします。

2) 算定方法にはルール分と特殊財政需要分とに分かれる

特別交付税の算定構造はルール項目と調整項目とに分かれています。そしてこの調整項目こそが特殊財政需要分になります。12月算定の特別交付税はほとんどがルール項目です。また、12月に交付する額は特別交付税総額の3分の1以内(交付税法第15条2項)と規定されています。12月算定では2019年度では173項目にわたります。地域医療の確保(公立病院等)は12月のルール項目に入っています。3月算定ではルール項目と調整項目(特殊財政需要分)があります。3月算定では2019年度で192項目にもわたります。地域交通の確保(地方バス等)は3月算定のルール項目に入っています。ルール項目は省令に算式まで記載されており、地方自治体からの要求額に対して、満額交付されるようになっています。

3) 特殊財政需要分とは何か

問題は特殊財政需要分です。特殊財政需要分は省令の第5条「市町村に係る三月分の算定方法」でや、附則などで規定されています。算式は示されていません。各項目の多くには、末尾に「特別の財政需要があること」が記載

されています。政府資料で特殊財政需要分についての資料を探しても見つけ出すことは困難でした。前述の二つの不思議を明らかにすることも壁にぶつかりました。

4) 特殊財政需要の研究

先行研究では特別交付税に関する研究は、もともと少ないのですが、その少ない論考の中では、災害対策と並んで、この特殊財政需要に関する研究が多いです。その理由としては、特別交付税の資料がほとんど開示されないこともあって、自治体間の不平等感や不透明感が根底にあるのではないかと思われま。先行研究としては中村稔彦(2021)「市町村に対する特別交付税の手続き・配分方法とその運用実態」『自治総研』通巻507号に注目しました。

その理由としては、総務省自治財政局財政課、各都道府県市町村課及び各市町村財政課の担当者への数百回にも及ぶヒアリングやアンケート結果や未公開であった資料をもとに、次の2点について明らかにしていることです。

一つは近年の特別交付税の総額の推移と市町村の配分割合を明らかにしていること、もう一つは、総務省と自治体とのやり取りの中で、特殊財政需要の交付税額が決定していく様子を明らかにしたことです。

そして、この結果、特別交付税の全体像をつかむことができました。

5) 特殊財政需要分(勘案分)の配分方法

中村氏の論考で明らかになった特別交付税の総額の推移と市町村の配分割合は次の通りです。

①特殊財政需要分の割合は、2019年度が49.6%、2018年度が51.0%、2017年度が57.5%と市町村分の特別交付税総額の概ね半数を占めていました。

②市町村からの要望額に対する交付割合は2019年度が15.9%、2018年度が16.2%、2017年度が18.2%でした。

この結果を見て、特別交付税全体の中で特

殊財政需要分が半数を占めることに驚きました。また要望額に対する交付率が18.2%であることについては、その要望の多さにもびっくりしました。

ここに政治家や官僚の影響はないのか、総務省と都道府県、市町村との関係がどうなっているのかの問題点があるように思います。

6) 総務省と自治体とのやり取りと問題点

次に、もう一つ、この論考の中で注目した総務省と自治体とのやり取りについて、その内容を紹介します。要約すると次のようになります。

特別交付税は普通交付税以上に総務省財政課と都道府県市町村課、市町村財政課の間を数字(表や資料)が行き来しながら、確定されていく、決定されていくという特徴をもっています。特殊財政需要分の交付額の実質的な決定権者は、大都市・都市分と各都道府県分は総務大臣、各町村分は都道府県知事となっています。その配分方法については、総務省財政課と各都道府県市町村課がそれぞれ決定しています。ただし、その配分方法については、長野県や東京都を除けば、すべて非公開となっています。先述した要望金額の多さは、こうした関係機関とのやり取りの中で生まれたものと推察されます。

論考の執筆者は、こうした状況を踏まえて、「市町村財政課の担当者が、特別交付税の要望額をできるだけ積み上げるといような

交付額の獲得努力をした場合、その努力は報われる可能性が高いということである。とりわけ、制度上でも、省令第8条第1項第5号の『その他財政需要等』で、市町村の意向で無制限に項目を挙げる、要望額を積み上げることができるようになっており、それを支えているといえよう。このことについては、総務省財政課をはじめ、40道府県が、程度の差こそあるが、獲得努力が報われる可能性があることを認めている。」とまとめています。

5. 特別交付税の資料収集

特別交付税に関する資料はどのように取得するのでしょうか。取得の方法は総務省ホームページや資料文献と自治体への資料請求ということになります。次に特別交付税に関する資料取得までのアクセスについてご案内します。

1) 特別交付税交付額総務省HPへのアクセス

特別交付額も総務省HPから調べることができます。**表1**の「特別交付税の推移」は総務省HPからデータを取得して作成しました。総務省HPから特別交付税額へのアクセスは**表9**に示した通りです。特別交付税は「報道資料」で発表しているようです。12月の交付額分と3月の交付額分があるので、12月と3月の報道資料にアクセスして資料を取得しました。

また、震災復興特別交付税も総務省HPの「報道資料」で各年度の震災復興特別交付税交付額をみるができます。この資料へのアクセスは**表9**と同じになります。発表日が3月なので3月の報道資料から選択して「〇〇年度震災復興特別交付税交付額の決定」をクリックすれば資料にたどり着きます。

2) 「特別交付税に関する省令」へのアクセス

特別交付税の算定費については、基

<表9> 特別交付税額へのアクセス

総務省HPトップページ	
「総務省の紹介」に続く「広報・報道」へマウスを移し「報道資料」をクリック	
「報道資料一覧」に移る	
ここで〇〇年と〇〇月を入力。	
(例)「2021年」と「3月」と入力	
「報道資料一覧:〇〇年〇〇月」に移る	
発表日順に内容が羅列している。	
自治財政局の「〇〇年度特別交付税交付額の決定」を選択しクリックする	
「〇〇年度特別交付税交付額の決定」画面に移る	
「報道資料はこちらから」をクリック	
報道資料「〇〇年度特別交付税交付額の決定」に移る(了)	

注)「報道資料一覧」では12月は「〇〇年12月」を入力し「12月交付額の決定」をクリックする。3月は「〇〇年 3月」を入力し「3月交付額の決定」と「震災復興特別交付税交付額の決定」をクリックする。

本的には「特別交付税に関する省令」に規定されています。この省令は12月分と3月分の算定に合わせて、年に2度改正されます。改正の頻度が多いためか、総務省HPの政府資料からは探すことができませんでした。しかし、Web検索で「特別交付税に関する省令」と入力すれば、いくつかの民間運営のHPサイトに入って全ての条文を見ることができます。また、資料文献としては一般財団法人地方財政協会発行「地方交付税制度解説（補正係数・基準財政収入額篇）」がありますが、その中に付録として「特別交付税に関する省令」が掲載されています。

地方バス路線については、省令の5条3号イの二で算定方法として次のように規定されています。「地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額とする」とあります。ここに言う「総務大臣が調査した額」とは**表5**の基準額になります。

次に、公立病院の特別交付税措置単価へのアクセスですが、これを省令からみいだすことは少し厄介です。省令は道府県関係が12月分を第2条で、3月分を4条で、また市町村分は12月分を第3条で、3月分を5条で算定方法を条文化しています。公立病院の特別交付税措置単価の主なものは3条に関するものです。しかし、算定額は道府県と同じ単価になることから省令の第2条で確認することになります。

＜表10＞ 特別交付税措置単価へのアクセス

総務省HPトップページ
「総務省の紹介」に続く「政策」へマウスを移しクリックする
「政策」ページに移る
「地方行財政」欄の「地方公営企業」をクリック
「地方公営企業」ページに移る
「地方公営企業」の下に続く「公立病院改革」をクリック
「公立病院改革」ページに移る
「公立病院改革の状況」欄の「公立病院改革等に対する地方財政措置について（資料）」をクリック
「公立病院改革等に対する地方財政措置について」に移る
「公立病院改革等に対する地方財政措置について」の4Pへ
「病院事業に係る主な地方交付税措置」へ移る(了)

条文には財政力指数による補正や公営競技等の収益による減額項目、特別交付税の額が過大に算定されたなどの誤りがあった場合の過大申告報告など様々な調整をするための条件が条文に反映されていることから、省令全般を読み解くことは困難が伴います。ただし、公立病院関係の特別交付税措置単価の表が出来上がっているので、省令による変更があっても変更額をみいだすことは容易にできし、「地方交付税制度解説（補正係数・基準財政収入額篇）」という資料文献からバックナンバーを追うこともできると思います。

3) 病院事業に係る特別交付税措置単価へのアクセス

病院事業関係の特別交付税措置単価を「特別交付税に関する省令」から読み解くことはできませんが、なかなか難しいということもあります。そこで複雑な省令を読み解く他に、病院事業関係の特別交付税措置単価を簡単に取得する方法はないかと捜したところ総務省HPから見つけることができました。そこには「病院事業に係る主な地方交付税措置」として特別交付税措置単価についての表を見ることができます。なお、総務省のHPからのアクセスの方法は**表10**でしめしましたので参考にしてください。

4) 自治体資料の取得方法

自治体資料は情報公開条例に基づいて行政文書の公開を請求します。

地方バス路線については「請求する行政文書の名称又は内容」欄に「令和元年度特別交付税（3月算定分）交付額一覧表」「地方バス路線運行維持対策に要した経費に関する調」を記入します。また病院事業関係については「令和元年度特別交付税（12月算定分）交付額一覧表」と記入して自治体に請求します。

また、病院事業関係は普通交付税でも交付の対象となっています。こ

れに関する資料も、情報公開条例に基づいて行政文書の公開を請求します。請求内容を「普通交付税、地方特例交付金等及び臨時財政対策債発行可能額算出資料—保健衛生費[密度補正1]」とすれば取得できます。

おわりに

特別交付税のイロハを確認しながら、公立の病院事業や地方バスに係る地方財政措置についてみてきましたが、あらためて歳入の仕組みを学習し、各事業の財源について焦点をあてるべきであることを痛感しました。

特別交付税には災害対策としての役割も強いわけですが、災害は毎年起こるものではありません。そのため補正予算による財政措置により災害対策が進められてきました。しかし、これも、地方財政計画の中でどのように調整されているかは、解明できませんでした。

地域医療や地域交通については、その大切さが認識されているからこそ、特別交付税での赤字補てんがあるとも言えます。

しかし、地方バスについていうならば、2億6千万円の事業を約3千万円の赤字補てんで、地域住民の交通権を保障しているにもかかわらず、その財源の仕組みについては住民に周知されていません。

公立病院事業に関していえば廃止・統合・委託といった議論が行われていますが、特別交付税の算定や普通交付税での基準財政需要額算定により交付税が算定され、自治体から病院への繰出金として補てんされていることについても住民に周知されていません。

それだけに、こうした問題を公共性の観点と財源保障の視点からさらに検討していくことが必要です。

特別交付税については、災害対策や地域医療の確保、地域交通の確保は算定式が示されたルール方式に対して、勘案方式で算定する特殊財政需要分があることを知りました。この特殊財政需要分が市町村分比較で、特別交付税の半分を占めることにもビックリしました。しかし、この特別交付税の決定システム

のほとんどが未公開です。そのためにも総務省財政課や都道府縣市町村課、市町村財政課の資料の公開と提供を求めます。

また、国・県・市町村のやり取りは、地方自治のあり方を示すものです。この分野での公開も求めます。このやり取りと、住民とのやり取りが充実してこそ地方自治は発展するものと考えます。

<参考文献>

- 1) 中村稔彦「市町村に対する特別交付税の手続き・配分方法とその運用実態」2021『自治総研』通巻507号
- 2) 浅羽隆史「特別交付税算定における災害の位置づけ」2010『白鷗大学法政策研究所年報』第3号
- 3) 金川佳弘「地域医療をまもる自治体病院形成分析」2008自治体研究社
- 4) 森裕之「市民と議員のための自治体財政」2020自治体研究社
- 5) 地方交付税制度研究会編「地方交付税制度解説（補正係数・基準財政収入額篇）」2021一般財団法人地方財政協会

